

今回のご申請は

高額療養費に該当する可能性があります

健康保険組合にお問い合わせください

ご申請に際して、ご加入の健康保険組合に、今回の診療が「高額療養費」に該当するかお問い合わせいただく必要があります。※稲城市国保にご加入の方は保険年金課(1階④番窓口)にお問い合わせください。

高額療養費に該当する場合

お手続きの手順

健康
保険組合



ご本人様



稲城市



① 健康
保険分を請求

② 支払決定
通知書

③ 医療証分を請求

① 健康保険分を請求

ご加入の健康保険組合に高額療養費の申請をしてください。手続き方法はご加入の保険組合にお問合せください。
(領収書の原本を提出する場合は、あらかじめコピーを取ってください。)

健康保険組合でのお手続き

② 支払決定通知書

保険適用となった場合、健康保険組合から「支払決定通知書」が発行されます。

健康保険組合でのお手続き

③ 医療証分を請求

健康保険組合から「支払決定通知書」が届きましたら、市に申請してください。
※ご家族も合算で高額療養費が支給される場合は、ご家族の保険点数や高額療養費の支給額が分かるものもお持ちください。
※ご加入の保険組合により、高額療養費に加えて付加給付が支給される場合があります。支給対象となった場合はお問い合わせ先までご連絡ください。

市役所でのお手続き

高額療養費に該当しない場合

再度必要書類をご提出ください。その際、高額療養費に該当しない旨をご申告ください。

※ご加入の保険組合により付加給付が支給される場合があります。支給対象となった場合はお問い合わせ先までご連絡ください。

申請に必要なもの

- ☐ 医療機関に受診した際の領収書
(健康保険組合に原本を提出した場合はコピー可)
- ☐ 健康保険組合からの支払決定通知書(原本)
- ☐ 医療証

申請書と上記の書類を合わせてご申請ください

お問い合わせ・申請先

郵送または出張所でもお手続きが可能です。

〒206-8790

稲城市東長沼2111番地

稲城市役所子育て支援課手当助成係

042-378-2111(内線232・236)

Q.なぜ保険組合に問い合わせる必要があるのですか？

A.医療証分の助成額を計算するには、高額療養費の支給額の確認が必要だからです。

高額療養費とは、通常の医療費は7割(乳幼児は8割)を健康保険組合が負担しますが、同じ月内に同じ診療科目で一定以上の医療費(同じ世帯は合算額)がかかった場合は、7割(8割)の負担とは別に健康保険組合から後日医療費が支給される制度です。医療費助成制度では、保険適用医療費のうち健康保険組合が負担した分を差し引いた残りを助成します。

マル乳(乳幼児)の場合

